

事務局長	係員

## 博多町家ふるさと館 観覧料減免申請書

令和 年 月 日

(あて先)

福岡市博多区井相田2丁目1番60号  
株式会社 西日本新聞プロダクツ  
代表取締役 柴田 建哉

(申請者)

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

連絡先

博多町家ふるさと館条例第7条第5項の規程により、次のとおり展示棟観覧料の減免を申請します。

観覧目的	<input type="checkbox"/> 小中学校の児童又は生徒の引率者が教育の一環として観覧			
	<input type="checkbox"/> 行政視察に伴う施設の見学者			
内 訳	<input type="checkbox"/> タクシー運転手が業務中に観光客を案内(観光タクシー登録証)			
	<input type="checkbox"/> 福岡市観光案内ボランティアが観光客を案内(身分証明書)			
内 訳	<input type="checkbox"/> マスコミ、雑誌記者等の取材			
	<input type="checkbox"/> その他( ) ※裏面減免表参照			
観覧日時	令和 年 月 日 ( 曜日)	時 分 から		
減免者数	人			
担当者	氏 名		連絡先	
備 考				

※小中学生の観覧は無料です

※団体名欄には学校名、代表者氏名欄には学校長名を記入してください

【提出先】「博多町家」ふるさと館

〒812-0039 福岡市博多区冷泉町6-10

TEL (092) 281-7761

FAX (092) 281-7762

(減免表)

減 免 の 内 容	減免額
■小中学校の児童又は生徒の引率者が教育の一環として観覧するとき (幼稚園・保育園・デイサービス等の引率者含む)	
■心身障がい者（本市が発行する療育手帳，身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という）の交付を受けている者をいう）及びその介護者が観覧するとき（手帳等の提示が必要）	
■本市，熊本市，鹿児島市及び北九州市に居住する 65 歳以上の者が観覧するとき（シルバー手帳の提示が必要）	
■行政視察に伴う施設の見学者が観覧するとき (本市及び他自治体職員，議員等の施設視察など)	
■本市，教育委員会，市選挙管理委員会，区選挙管理委員会，人事委員会，監査委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，市議会，市関係団体（外郭団体等）が主催し，又は経費の一部を負担して共催する事業に伴う施設の見学者が観覧するとき	全 額
■設置目的に照らして特に必要と認めるもの ① タクシー運転手が業務中に観光客を案内するために来館し，受付で観光タクシー登録証を提示し観覧するとき ② 福岡市観光案内ボランティアが，その活動として観光客を案内するために来館し，身分証明書を受付に提示したとき ③ 博多町家ふるさと館開館記念日事業のとき ④ マスコミ，雑誌記者等の取材 ⑤ その他指定管理者が必要と認めるとき	
■設置目的に照らして特に必要と認めるもの ① 地下鉄 1 日乗車券を提示したとき ② その他指定管理者が必要と認めるとき	50 円 (50 円減免し 150 円)